

荷さばき駐車場を設置すると 附置義務駐車場の台数を緩和できます

敷地内に荷さばき駐車場※を1台設置すると、
必要台数を2台分減らせます

※車両・バイク・かご付き自転車などの荷物配達用の駐車場

例えば・・・

必要台数 5 台



=

荷さばき 1 台
+ 必要台数 3 台



条件

- ① 荷さばき駐車場の大きさは **2.5 m × 6.0 m 以上**
- ② 緩和の対象となる荷さばき駐車場は **1 台のみ**
(敷地内に荷さばき駐車場を複数台設置した場合でも減らせる
必要台数は2台分です。荷さばき駐車場は必要台数に含みません。)
- ③ **平面駐車場**とする
- ④ 駐車場内に「荷さばき駐車場」とわかるように明示する

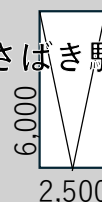
④ 例



手続き

- 「共同住宅型集合建築物計画書」の届出までに**事前協議が必要**
(「自動車駐車場事前協議書」の提出)
- 配置図に「荷さばき駐車場」と「寸法」を明示する

荷さばき駐車場



近隣商業・商業地域の場合、 附置義務駐車場の事前協議が不要になる場合があります

要綱3(3)エ

- 駅近でワンルームがある場合
- 駅近でカーシェアリング駐車場を設置する場合
- 荷さばき駐車場を設置する場合

の必要台数の緩和を受けない場合で、

要綱3(2)ウ・キ

- **近隣商業地域**または
指定容積率 400% の商業地域の場合
(敷地内に1/2以上・残りを敷地外に確保)
- **指定容積率 500% 以上の商業地域**の場合
(敷地外に全台数確保)

により敷地外に自動車駐車場を
設置する場合は、協議が不要です

「隔地駐車場事前協議書」の名称が 「自動車駐車場事前協議書」に変わり、様式が変更になります

- 新しい様式は名古屋市公式ウェブサイトの「自動車駐車場事前協議書」をご覧ください

名古屋市 住宅都市局 建築指導部 建築指導課 建築相談担当

TEL (052) 972-2919・2920

電子メール a2919@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

条例・様式・解説等は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/jourei/1034913/1007944/1044398.html> (ページID: 1044398)